

死刑制度は廃止すべきか 賛成意見

担当：初田好弘

1. 死刑廃止論の概要

(ア) 基本的な立場：死刑は残虐かつ非人道的な刑罰であり、法の名による殺人に他ならない。

(イ) 死刑の威嚇力：死刑が犯罪を防止する効果を持つという証拠はない。実際、死刑を廃止した国で犯罪が急増したという例はない。殺人を犯す前に、自分が死刑になる可能性を考えた死刑囚はほとんどいなかった、というデータもある。

(ウ) 応報感情：遺族感情の重視は、私的制裁の禁止を原則とする近代法の理念に反する。刑罰は復讐のためにあるのではない。しかも実際には、犯人が死刑になったからといって満足するわけではないと話す遺族も多く、応報感情の問題は死刑執行によって解決するものとはいえない。さらに、年に1000件以上もある殺人（未遂含む）行為に対し、死刑判決は10件以下ということを見ると、国も応報感情を満たすために死刑を行っているわけではないということが分かる。

(エ) 犯罪者の隔離：犯罪者の社会からの隔離には、死刑のほかにも終身刑などの方法がある。

死刑廃止後の代替刑：他国で行われているものとしては、

- ・絶対的無期刑：仮釈放の認められない無期刑。（例：スウェーデン）
- ・相対的無期刑：法律の定めに従って仮釈放が認められる。（例：フランス）がある。また、考えうるものとしては、
- ・重い無期刑：現行法よりも厳しい仮釈放の要件を設けようとするもの。
- ・長期の有期刑：無期刑を廃止し、代わりに長期有期刑の年限を引き上げる。といったものがある。

(オ) 誤判・冤罪の可能性：誤判の可能性は常に存在し、死刑執行後では救済することができない。

日本での死刑囚に関する誤判例：免田事件（S23年発生 S58年無罪確定）、島田事件（S29年発生 H1年無罪確定）など計4件

2. 死刑制度に関する世界各国の動向

いまや世界の過半数の国が法律で、または事実上死刑を廃止している。具体的には、

- ・ 84カ国があらゆる犯罪に対する死刑を廃止している。
- ・ 12カ国が戦時の犯罪など例外的な犯罪を除くすべての死刑を廃止している。

- ・ 24 カ国が事実上の死刑廃止国と考えられる。つまり、これらの国々は法律上は死刑を存置しているが、過去 10 年以上いっさいの執行がされておらず、死刑執行をしない政策または確立した慣例を持っていると思われる。

(資料：アムネスティ・インターナショナルより引用)

以上より、合計 120 カ国が死刑を法律上または事実上廃止していることになる。

また、残り 76 カ国は死刑を存置し適用しているが、どの一年間をとってみても実際に死刑を執行している国の数はそれよりもはるかに少ない、というデータもある。

特に先進国に限れば、死刑制度を実施しているのは日本とアメリカだけ(アメリカは州単位で制定)である。

死刑再導入について：1985 年以来、死刑を廃止した国、あるいは、通常犯罪に対しては以前から廃止していたが改めて全ての犯罪に対して廃止した国の数が 50 を超えるのに対し、同期間中死刑を再導入した国は 4 カ国しかない。その 4 カ国はその後、

- ・ネパール 再度死刑を廃止
- ・フィリピン 執行を再開するもその後中断
- ・ガンビア、パプアニューギニア 執行例なし となっている。

3. 考察

2.より、世界の動向としては、死刑制廃止の方向に向かっていることが分かる。先進国においては、純粹に国家として死刑制度を実施しているのは日本だけである。また、死刑を再導入した国の少なさ、さらに再導入した国のその後の実態を見ると、死刑制廃止に伴って不都合が生じることは、少なくともなさそうだ、と考えられる。

「自殺願望の者が殺人によって死刑を願望する、すなわち死刑の存在が犯罪を誘発することがある」という説がある。大阪教育大付属池田小学校における児童大量殺傷事件はまさにこのケースに当てはまると考えられる。

以上、1.の内容及び、2.より、死刑制を廃止するのが妥当と考える。

参考 URL

<http://mizushima-s.pos.to/lecture/2002/020529/020529.html>

<http://homepage2.nifty.com/shihai/>

<http://www1.linkclub.or.jp/~tomoneko/jugyou/sikei/sikei.html>